

選奨規定

第1章 総則

第1条 本会の研究対象とするライフサポートテクノロジー（生命・生活支援技術）に関連した研究に積極的に取り組んでいる者、または高い評価を受けている製品の選奨および表彰をこの規程により行う。

第2条 選奨および表彰に関する作業を遂行するために、本会企画部会の中に選奨部会を設ける。選奨部会部会長は会長が理事の中から指名し、選奨部会の構成委員は、部会長が理事及び評議員の中から3名以上を指名する。委員の任期は2年とし、部会長は2期まで連続して同一者を委員に指名できる。ただし、2年ごとに委員の半数を交代させる。

第3条 選奨の種類は次のとおりとする。

- ① 奨励賞
- ② 製品賞
- ③ 論文賞
- ④ バリアフリーシステム開発財団奨励賞

選奨の種類追加、削除は企画部会にて審議し、理事会で決定する。

第4条 選奨部会は各賞の受賞候補者および受賞候補製品を選考する。理事会は選奨委員会の報告に基づき、受賞者及び受賞製品を決定する。

第5条 各選奨授賞は賞状等によるものとし、授賞の時期は適宜定める。

第6条 授賞は、本会大会等で公表するとともに、本会誌上にて授賞後できるだけ早い時期に公表する。

第2章 奨励賞

第7条 奨励賞の授賞対象者は、生命・生活支援技術の領域において、積極的に卒業研究または修士論文、博士論文のための研究を行い、かつ人格、学業共に優秀な4年制以上の大学の卒業・修了予定者（最高学年者）および高等専門学校の専攻科修了生とする。応募要件の詳細は別途定める。

第8条 奨励賞の選考は、原則として正会員が所属する学科・専攻等の長またはそれに相当する教員から提出された推薦書をもとに、第4条の手続きにより行う。

第9条 奨励賞件数は毎年1学科あるいは1専攻につき1名または1件以内とする。

第3章 製品賞

第10条 製品賞の授賞対象は、生命・生活支援技術の領域において使用される製品で、過去3年以内に発売され、独創性に優れ、かつ高い評価を受けている製品とする。

第11条 製品賞の選考は自薦、他薦にかかわらず会員の推薦を受けたものの中から第4条の手続きにより行う。

第12条 製品賞応募件数は、1社につき毎年1製品以内を原則とし、総件数は年間若干数程度とする。

第4章 論文賞

第13条 ライフサポート学会論文賞は、本会の対象とする領域において学問および技術に大きな貢献をする論文の著者を表彰するもので、本会の機関誌に発表された論文のうち特に優秀なものを選びその著者に贈呈する。

第14条 表彰する論文は、原則として毎年1編とするが、事情により変更することができる。

第15条 選定の対象となる論文は、表彰時期の前年の1月から12月までの間に機関誌に発表されたものに限る。

第16条 表彰する論文が共著の場合には本会会員のみを表彰する。但し、著者が死亡により会員の資格を喪失した場合はこの限りではない。

第17条 ライフサポート学会論文賞は、同一著者が重ねて受賞しても差支えない。

第18条 ライフサポート学会論文賞は、賞状、および副賞とする。ただし、副賞は別途定

める。

第5章 バリアフリーシステム開発財団奨励賞

第19条 バリアフリーシステム開発財団奨励賞は、本会定期大会および連合大会において特に優秀な論文を発表した35歳以下の本会会員の中から選定する。以前この賞を受けたことのない者であること。

第20条 バリアフリーシステム開発財団奨励賞は毎年5名とするが、人数は事情により変更することができる。

第21条 バリアフリーシステム開発財団奨励賞は、賞状、および副賞とする。ただし副賞は別途定める。

第6章 補則

第22条 選考は別途定めた手続きにより行う。手続きの変更は企画部会の審議による。

第23条 この規定を変更する場合は理事会の議決を経る事を要す。

付則 本規程は平成14年5月24日より施行する。

平成20年5月30日改訂

平成23年2月18日改訂

平成28年4月20日改訂

[各賞選定に関する手続き]

平成20年2月29日改訂

平成20年4月22日改訂

平成23年2月18日改訂

平成28年4月20日改訂

(1) 論文賞

論文賞の選定は、この手続きに従って行う。

1. 選奨部会の部会長（以下部会長と略称する）は、論文賞候補論文の推薦を当年の2月に理事全員に依頼する。
2. 理事推薦論文の中から3月までに論文賞候補者を選奨部会において選定する。
3. 企画部会での審議を経て、5月の理事会で決定する。
4. 受賞者には年次大会以前に通知し、大会で表彰する。

（2）製品賞

製品賞の選定は、この手続きに従って行う。

1. 部会長は、年次大会4ヶ月前までに本会の機関誌にて会員に推薦を依頼する。
2. 年次大会までに候補者を選奨部会において選定する。
3. 企画部会での審議を経て、理事会で決定する。
4. 受賞者には年次大会以前に通知し、大会で表彰する。

（3）奨励賞

奨励賞の選定は、この手続きに従って行う。

1. 部会長は、当該年度12月に選奨規程第7、8条に基づき推薦の依頼を行う。
2. 当該年度の2月末日までに選奨部会において選定する。
3. 企画部会での審議を経て、理事会で決定する。
4. 受賞者には当会主催の講演会などで表彰する。

（4）バリアフリーシステム開発財団奨励賞

バリアフリーシステム開発財団奨励賞の選定は、この手続きに従って行う。

1. 年次大会および連合大会（以下、大会と略記する）予稿募集時に応募を行う。
2. 応募資格を大会初日において35歳以下とする。
3. 大会前にバリアフリーシステム開発財団奨励賞選考委員会にて10編程度の候補者の第一次選定を行い、ファイナリストとする。
4. バリアフリーシステム開発財団奨励賞選考委員会はライフサポート学会大会長、プログラム委員（正会員のみ）、各部会長、選奨部会委員から成るが、第二次選定ではライフサポート学会大会長より推薦された委員を加えることができる。
5. 大会時に開催されるライフサポート学会評議員会において最終選定を行い、理事会で決定する。
6. ファイナリストを含め、受賞者は大会で表彰する。

[選定手続きに関する覚え書き]

1. 製品賞，奨励賞，バリアフリーシステム開発財団奨励賞に関しては理事会開催が時間的に困難な場合，企画部会の審議のみにて選定し，理事会の追認を受けられるものとする。
2. 同一大学，同一専攻所属の学生2名に対して，所属専攻の異なる教員2名から個別に推薦があった場合，両推薦者で協議し1名だけを推薦していただく。ただし，他大学の学生を受入指導している教員が，被推薦者の所属大学の専攻枠を使って推薦することは妨げない。